

決算審査特別委員会

平成16年9月 9日

午前9時00分 開会

於 斑鳩町第一会議室

議 長

浅井正八

委員 長

森河昌之

副委員 長

飯高昭二

出席委員

嶋田善行

坂口 徹

浦野圭司

三木誓士

木澤正男

理事者出席

町 長 小 城 利 重 助 長 役 芳 村 是

収 入 役 中 野 秀 樹 教 育 長 栗 本 裕 美

総 務 部 長 植 村 哲 男 総 務 課 長 西 本 喜 一

総 務 課 参 事 吉 田 昌 敬 企 画 財 政 課 長 藤 原 伸 宏

企 画 財 政 課 参 事 野 口 英 治 税 務 課 長 植 嶋 滋 継

住 民 生 活 部 長 中 井 克 己 福 祉 課 長 西 川 肇

健 康 推 進 課 長 清 水 孝 悦 環 境 対 策 課 長 清 水 建 也

住 民 課 長 西 谷 桂 子 都 市 建 設 部 長 北 村 光 朗

建 設 課 長 堤 和 雄 建 設 課 参 事 今 西 弘 至

観 光 産 業 課 長 田 口 好 夫 都 市 整 備 課 長 藤 本 宗 司

都 市 整 備 課 参 事 西 田 哲 也 教 委 総 務 課 長 野 崎 一 也

生 涯 学 習 課 長 阪 野 輝 男 上 下 水 道 部 長 池 田 善 紀

下 水 道 課 長 谷 口 裕 司 会 計 室 長 御 宮 知 恒 夫

監査委員書記 佐藤 滋生

議会事務局職員

議会事務局長 浦口 隆 係 長 猪川 恭 弘

(午前9時00分 開会)

○森河委員長 おはようございます。きのうに続きまして、連日御苦労さまでございます。

きょうは教育費についての質疑をお受けしたいと思います。

質疑のある方はどうぞ。

浦野委員。

○浦野委員 2点ありまして、1つは216ページの小・中一環教育の調査研究ということで研究を進めているということなんですけども、一環教育をするについて、どこまで研究が進んでいるのかを聞かせていただきたい。例えば、メリットとかデメリットとか、また問題点とかあれば聞かせていただきたいと思います。

それと、255ページの健民グラウンドを土壌改良されたということで、その後の結果ですね、利用者が不都合とかいろいろあるのかどうか、その点も聞きたいと思います。

2点について。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 216ページの小・中一環の研究について、現在の進捗ということと、それからメリット・デメリットということでございます。これにつきましても、さきの一般質問でも教育長の方からご答弁させていただいたわけなんですけども、昨年末、今まで調査研究部会を10回にわたりまして調査研究を行ってまいりまして、その後、中間報告をいただく中から、これらのことについて体制をより具体的に展開していくために研究部会を5部会に分けまして、おのおの実施できる部門から早期実現を目指しまして、小・中学校がスムーズに連携して、なおより豊かな教育ができるべく、今現在研究を進めているということで、斑鳩町につきましては小学校3校、中学校2校という特徴がある中で、それらをスムーズに連携できるような方法ということで、今現在各研究部会で調査研究をされている状況ということでございます。

以上、簡単でございますけれども、ご報告とさせていただきます。

○森河委員長 はい、阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 255ページ、県民グラウンドの土壌改良を行って、その後の状況についてということでございます。昨年の12月におかげさまで県民グラウンドの方、今までからよくほこりが飛ぶとか、冬場になりますと霜柱が立って非常に使いにくいとか、水はけが悪いというようなことが言われておりまして、昨年12月に土壌

の改良を行いました。

その後の状況ということでございまして、おかげさまでことしの4月にも町民体育大会等を開催する中で状況も見ていたわけでございますけれども、前回と比較いたしまして、ほこりの飛散がやはり少ないとか、また、利用者の方からお聞きしてるんですけども、水はけが非常に今までよりはよくなっているということでお聞きしておりますので、町民の皆さんに喜んで利用していただけてるものと思っております。

○森河委員長 野崎課長、先ほどのメリット・デメリット。肝心なことを忘れてるんちゃうか。

栗本教育長。

○栗本教育長 メリット・デメリットということでございます。私たちの期待しておりますのは、今、不登校とかいろんな問題で子どもたちが中学生になりますとふえてくる。そういう現象があるわけでございます。そうした中で、やっぱり小・中うまく連携することによって、子どもたちが小学校生活から中学校生活に移れるんじゃないかと、こういうふうに関心を持っています。

そうした中で、小学校から中学校への、何と言いますか、小学生が中学生で学習する時間、あるいは中学校の先生が小学校で授業をしていただく時間、こういったものをどのようにうまく持っていくことによって、そうした子どもたちが精神的にうまく中学校に移行できるのところがうやろかという期待をいたしております。

デメリットというのは、大変3小2中ということで、非常に授業時間数のとり方が難しいという面がございます。それとあわせて、人的な問題、先生の確保というものが出てくると思います。小学校の方でも、教科担任制というようなものも一部取り入れる必要が出てくるんじゃないかなというふうな気がいたします。そうしたこととなりますと、人的な。これはもうデメリットかどうか分かりませんが、財政的にはそういう負担が出てくるんじゃないかなというふうに関心を持っています。

財政的にいろいろな問題がありますけれど、また、財政的に費用の伴わない方法でいける部分もあるんじゃないかなというふうに関心を持っています。できたらそういうものから、取り上げられるものから順次取り入れていくというようなことも考えております。例えば、総合学習の場合でしたら、今もう既に小・中学校それぞれにやっておりますので、課題を1つにすることによって、9年間の取り組みができるんじゃないかというふうにも関心を持っています。そういった点で、今鋭意調査研究をいただいている

ところでございます。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 2つご質問します。

248ページ、青少年野外活動センター管理運営費ですが、218万8,000円という予算をとっておられます。これは昨年度でも、委員会等でもこの活用方法については出ておりました。この表を見ますと、平成14年度が198人、平成15年度が137人、約60人マイナスになっております。委員会でもこの利用件数が少ないのではと、もう少し違った活用方法もあるんじゃないか、もうちょっと整備を入れてもいいんじゃないかと、どっか団体に委託してもいいんじゃないかというようなことも出ておりました。

そこで、この137人なんですが、大体何団体ぐらいか教えていただきたいのと、今後の活用ですけど、町として何か。このまま恐らくこれは13年度から見ても、恐らくどんどん減っていったんじゃないかと思えます。そういう意味で、今後も減る傾向にあるんじゃないかと思うんですが、その辺の今後の、この青少年野外活動センターの活用の方向性といったものをお聞かせください。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 斑鳩町青少年野外活動センターの活用方法とか団体数、それから今後の活用方法ということでございます。

まず、利用されました団体の数でございますけれども、平成15年度につきましては12団体で137名ということでございます。これは非常に少ないんですけれども、当町が主催してますホリデイ学園とか等の事業の予定をして、野外活動センターで行う予定をいたしておりましたが、あいにく15年度、台風等の関係で取りやめした等のことによりまして、利用団体数とか、それから使用者の数も前年度と比較して相当減ってるんじゃないかなというふうに思っております。

そして、確かに利用の頻度が下がってきている中での今後の活用方法でございますけれども、できる限り我々といたしましても、職員の手できることはやらせていただいて、改善できる部分について改善させていただいて、住民への十分な周知等によりまして、できるだけ多くの町民の方にさらにご利用いただけるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員　ご説明いただきまして。

12団体ということは、137ですから、1回につき10人ちょっと。すると、平均すると年に1回。重なってるときもあるんでしょうけども。今のお話ですと、今後もこのセンターの活動を続けていくというふうに解釈してますが、それならそれなりの設備の問題、それから啓発の問題等ですね、町としてもどんどんやっていただければということをお願いしておきます。

それから254ページ、町民体育大会の件ですが、この体育大会も毎年行われておまして、23でしたか28でしたか、団体が競技しているわけですが、やはりもう特に数年前から、町民体育大会について、余り民間相互のコミュニティー意識の向上とここにも書いてありますけど、そういうコミュニケーションを持った場という、昔は非常に華やかだとか、そういう楽しみのあったというふうに聞いていますが、どうも最近では自治会の役員の方だけが参加して、各自治会等で人数を集めるのにも四苦八苦しているという状況も聞いております。町民の方からも声として、どうだろうかと、新たな方法で何か考えた方がいいんじゃないかという声も多々聞いております。町といたしまして、こういう体育大会をやること自体は、私はいいと思うんですが、その内容等ですね、今後検討して、また何か違った形の体育大会ということもお考えなのかどうか。その辺のところをお聞かせください。

○森河委員長　小城町長。

○小城町長　今、三木議員のおっしゃるように、町民体育大会、自治会とか体育委員の方々が大変御苦労されている。私は、いつも思うんですけども、確かに御苦労というのは、やっぱり自治会の中でその競技に出てほしいと言いますと、なかなか自分から手を挙げて出るということはなかなかない。しかし、やっぱりそういうことの中でいろいろとそういう親睦をされていく、そういうことについて私は、やっぱりこういう催しというのは、年に1回町民体育大会の中で、やっぱり延べ四、五千人を抱え参加をされるわけですから、私はやっぱり意義があるものであるし、そういうことによってコミュニケーションができますし、日ごろ顔の会わない人が会えるということもございまして、やっぱり綱引きとかいろんな、できるだけ参加しやすい。これも町民体育大会実行委員会でだれしものが参加できると。綱引きにしても、あるいはああいいう玉ころがしとかいろんなものを考えておりますけれども、やっぱり中にはリレーをしたらなかなか迫力があって、それは楽しみに見てますと。しかし、それについてはなか

なか強いところが決まっているから参加しないとかいうのもありますけども、やっぱり仮に勝ち負けもありますけれども、やっぱりそういう点ではお互いに頑張っていたとくということで非常に効果があるのではないかな。

そういうことを踏まえますと、本町民体育会というのは、簡単に三木議員おっしゃるように、自治会の会長さん、あるいは体育委員の方々は大変御苦勞でございますけども、毎年大体選挙のある、統一地方選挙の、町議会議員の選挙がある以外は、4月の大体下旬ということで定まっていますし、あるいはまた、町議会選挙の場合は5月になるわけですけども、私もやっぱりこれは定着しているものですから、また、そういう住民の声を聞かせていただいて、参加できる競技がもっとこれで、ほかにかわるものがあるのやったらそういうものにしていくことも大事であろうと思います。

そういうことを踏まえる中で、みんなが苦勞するというんか、努力をいただいているわけですが、お互いにやっぱりそういうことにおいてはいろんなことがまたわかるのではないかな。なかなかこういう催しというのは簡単にやったらどうかというものの、後、心配するのは、なかなか人が集まってこない。あるいはそういうことについていろいろと御苦勞を願うということでございます。

しかし、私はやっぱりこういう町民が四、五千人集まれるということは、なかなかそう簡単にはないものですから、私はこれとしては意義あるものであると思いますし、今後もしろいろ反省をしながら、やっぱりこういう町民体育大会をしていくことが大事であると思っています。

○森河委員長 三木委員。

○三木委員 私もこういう大会について、なくしたらいいとかいうことではないわけです。非常に意義あるものだと思っております。ただ、その内容について、今後これを続けていくなれば、さらに実行委員会等の中でも検討いただきまして。やはり見えますと、どうしても、全体の比率を見ても、年寄りの方が多いのかなど。若い方たちがちょっと少ないのかなという気もいたします。そういう意味では、内容について検討していただき、町民の方々がより楽しく有意義で、コミュニケーションを持てるような大会になっていかれるように、今後もさらなるご検討をいただければというように思っております。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 まず、4点お聞きいたします。

215ページの小学校講師の配置と中学校講師の配置のところなんですけれども、この問題につきまして予算の段階で議論がありまして、30人学級の実現をということで議員さん要望されておったんですけれども、特に保護者の方から声の強い、小学校1年生と中学校3年生、以前では長期で臨時に教師を配置しておられたというふうにお聞きしておりますが。また、不登校の子どもさんも学校の方で十分な対応をしてほしいという要望があったと思うんですけれども、その後どのようなようになっておられるでしょうか。

それと、217ページですけども、民俗資料室の維持管理というところで、これも以前の予算の議論の中で、土曜日だけでなく日曜日の方も開いてほしい。観光客で来られた方も、何で日曜日閉まってるんだろうなと疑問を持たれると思うので、費用的にもそんなにかからないということですので、ぜひ開いてほしいというふうに要望があったことに対して、今どのようなふうになっておられるのか。

次に、216ページですね。外国人英語指導助手の設置というところで、これまで外国人青年の招致という項目がこのように変わっているというふうに思うんですけれども、そうやって外国人の方を身近に触れ合うことによって、英語に対する取っかかりをなくすという目的に対して、今その効果というのをどのように評価されておられるのかということと、次に、220ページなんですけれども、これもスクールカウンセラーの配置ということで、30人学級の実現等とあわせて議論もされておったんですけれども、南中学に2名という形で、前年度に引き続きということで、同じ先生に来ていただく方向で、理事者側の方も教育委員会の方もお願いをしていくという方向で検討してもらっていたと思うんですけれども、その結果についてはどのようなことになりましたか。

まず4点お聞きいたします。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 215ページの教員の配置についてでございますが、これにつきましては小学校では障害児教育の充実のために4名配置いたしております。それから、中学校には教科補充、教科で先生が不足する教科がございます。そうしたものの教科に対しまして、町費で講師関係を配置いたしております。

それから、30人学級の実現ということでございますが、これはなかなか私どもの方でも経費的に大きな負担になってくると、こういうことで、30人学級については今

のところ考えておりません。

それから、不登校の対応ということでございますが、これにつきましては生徒指導、あるいは学校全体で不登校の対応をしていくということを実施いたしております。その中でやっぱりスクールカウンセラーの先生は来ていただいておりますので、その先生の相談、子どもたちが直接相談する場合がありますし、また、保護者からの相談もございます。あるいは、教師からその子どもの指導方法等についての相談もカウンセラーの助言をいただいているというのがございます。そうしたことをしながら、その学校に勤める教職員すべてが、一人一人の子どもたちをよく見ていくと、こういうことで対応をさせていただいているところでございます。

ただ、不登校になりがちなのは、やっぱり家庭としても子どもたちをしっかりと学校へ行かせるという努力もお願いをしたいなというふうに思います。学校から家庭訪問して、ぜひやっぱり学校へ来させるように、登校させるように、そういうご指導をするんですけども、なかなか当事者の方では、子どもの自主性に任せますとか、子どもが行きしまへんねんとかいうようなことで、なかなか学校と協調できていない、連携できていないというのがあるわけでございます、すべてではないですけど、そういうところもございます。そうした中で不登校の対応となると、家庭も一緒になって取り組む必要があるんじゃないかなということでございます。

それから、外国人英語助手でございますが、これは15年度に一部変更をしたというふうに思います。これは今現在、ことしは委託事業としてやっているわけでございます。昨年度も15年度は9月から委託事業で取り組んだと思います。そうした方法で、若干外国青年の英語助手の取り組み方、採用の仕方が変わってまいりました。

この効果ということでございますが、これは外国語で英語授業をやっていくと、直接やっていくということでございます。子どもたちには生の外国語といいますか、外人との話を、会話をするという機会が非常に持てて、外人に対する対応といいますか、接し方というんですか、そういうものも変わってきているんじゃないかなというふうに思います。また、公民館でも英会話教室をやっておりますから、その中にも参加していただきまして、そういう評価をいただいておりますし、また、幼稚園・小学校でも参加、月に1回ですか、学期に1回ですか、そこに行っていただいて、子どもたちもゲームを通じながら、やっぱり外国人の出身地の文化、そういうものも勉強をさせていただいて、非常に国際理解という意味では効果があるんじゃないかなというふう

に思っております。

スクールカウンセラー、これは南中には心の教室相談員というのを配置いたしております。これについては、同じ先生ということではなしに、その先生が教員採用で採用されたら変わってくるということでございます。毎年、できるだけ同じ先生がいいんですけども、変わる場合もあるということでご理解をいただきたいと思っております。

民俗資料室のことについては、課長の方からお答えさせていただきます。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 ちょっと教育長の答弁を補充させていただきますけれども、スクールカウンセラーは、斑鳩南中学校の方で15年度は2名、配置させていただいております、15年度におきましても。

それと、民俗資料室の関係でございますけれども、今現在土曜日のみということで、毎週土曜日ということでやっております。年間、15年度で109名のご利用をいただいております。その中で月平均しますと約9人ほどという状況の中で、日曜日の方も開放するべきではないかというご要望と意見をいただいておりますけれども、こういう利用状況の中では、若干今のところ現在も土曜日だけの対応ということで進めている状況でございます。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 まず1点目に質問いたしました町費講師の件なんですけれども、30人学級の実現については今考えておられないということですが、少人数学級という方向での考え方については、これまでも一般質問等で教育長おっしゃっております。また、国庫補助金が大きく削減される中では、今後町としてそういった小学校の整備ですね、県立高校も統廃合されていく中で、子どもさんたちも保護者の方も非常に不安であるというふうに思っております。

また、不登校の子どもに対しましても、スクールカウンセラーを通じて対応していただいているということですが、今後いかに住民の声にこたえていくかということで、費用の面で難しい面はありますが、十分に検討していただいて、よく保護者の方の声も聞いていただいて、対応していただきたいというふうに思っています。

スクールカウンセラーの件で、私ちょっと質問のときに、南中学に2名という形で質問をいたしまして、その認識がちょっと間違っていたかなと。答弁の方では、斑鳩中学でということで、2名採用しておられるということですが、予算の段階で質

問があったのは、心配をされておったのは、同じ方が来ていただけるのかなど。これまで13年度、14年度、引き続きまして、13年度から14年度では1名交替されているということで、2名体制ということで来ておられるということですが、これまで子どもたちが相談している内容、またその事情もよくわかっておるということで、今後の子どもたちの動向も把握してほしいという思いもありまして、それで同じ方に来ていただいているのかなというところで質問をさせていただいたんですけれども、これにつきましてもう一度ご答弁いただきたいというふうに思うんです。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 30人学級については、少人数学級については、もう当然斑鳩中も実施いたしております。ただ、第7次の教員配置増員計画の中が、国の方として何か行き詰まりを感じているようで、なかなかそれ以上の増員は今現在ないわけですが、各小・中学校、斑鳩小学校2名、あとすべての学校に1名ずつ増員ということで配置いたしております。

それから、スクールカウンセラーにつきましては、これは昨年とことしは同じ先生がずっと来ていただいています。これは、カウンセラーを県の方から派遣していただきますので、できるだけ同じ方を派遣していただくようにということで、要望はいたしております。幸い、ことしは同じ先生が来ていただいております。もし変わりましたも、そういう記録というのは常にそこに残ってありますので、新しく来ていただいた先生にもそうした記録を十分見ていただくことによって、指導方法、指導の継続ができるのではないかなというふうに思っています。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 では、続きまして次の質問をさせていただきたいと思います。

3点ございます。223ページの情報教育の推進というところで、今、パソコンを使って子どもたちに情報収集の指導ということをしてありますが、この点に関しましてはその時代の流れといいますか、パソコンを使つての授業ということなんですけれども、今、私も非常に関心がありまして、子どもたちはパソコンというものをどれぐらい使いこなせるようになるものなのかなというふうに素朴に思いまして、その成果についてお聞きをしたいと思います。

次に225ページなんですけれども、学校図書の整備というところで、これも予算の段階で一定議論がされていたんですけれども、学校の司書教諭については、教員の方

が兼任で司書教諭としてやっていただいているというふうに認識しているんですけども、委員さんの方から要望があったのは、専門の司書教諭を置くという方向で検討してほしいというふうに言っておられました。また、図書館の方ともネットワークを図ってほしいという要望についても出されておったと思うんですけども、そのことについて今どのように反映をされているのか、このことをお聞きしたいと思います。

そして3点目ですけれども、学校のプールの運営ということで、以前から紫外線の問題で日よけを設置してほしいということで、陳情なども出されておったというふうだと思うんですけども、理事者側の方でも採用を考える方向でということで答弁はされておったと思うんですけども、現在ではどのような形で対応していただいているのか。町民プールもあわせてお聞きしたいと思います。

○森河委員長 ページは何ページ。

○木澤委員 227です。

○森河委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 まず、1点目の223ページの情報教育の推進の中でのパソコンの使用について、子どもたちとしてどのような、その使用について情報に対する成果があったかということでございます。小学校につきましては、今現在20台配置しております。コンピューター教室において各児童が情報教育についての学習をしているところでございまして、おのおの二人体制で、一人が機械を操作し、パソコンについての技術の中で、もう一人が前にあります画面、スクリーンによって、同じ操作についての学習をする。お互いに機械を使う者と、それから画面を見て学習する者と、交互によって学習していると。

今現在、パソコンの一太郎並びにワードまでという形なんですけども、その辺の利用につきましては、時間数も限られている中で、大変子どもについてはいろんな教科の中身によりまして、いろいろ学年によりまして違うわけでございますけども、大変興味を持って学習しているという状況でございます。

それから、225ページの学校図書整備でございますが、学校司書の専任教諭、配置をさせていただいている中で、図書側との連携・ネットワークということでございました。これにつきましても図書館協議会というものがございまして、その中で図書館の職員と学校司書の職員との定期的な会議を持って、いろいろと情報等についての研究会もされているように考えております。

それと、227ページの学校のプールについての日よけの問題でございます。いろいろこれもお要望等がありまして、学校におきましては、プール開催につきましては、プールサイドにテントの配置をさせていただいております。今年度も新たにまたテントの購入も考えているところでございます。それと、児童につきましては、紫外線対策ということもありまして、夏休みの教職員の研修の中で、講師をお招きいたしまして、日よけ対策についてのたれつき帽子とか、そういう紫外線に対する勉強会も夏日の研修ということでさせていただいております。

以上でございます。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 まず、225ページの学校図書整備の関係でございますけれども、町立図書館の司書と、それから学校の図書室の司書との連携ということで、子どもの読書活動とか調べ学習への援助、それから学校図書室と公共図書館が連携をとりながら取り組まなければならない状況が来ているということの中で、小・中学校に職員が配置されたという状況もございますので、両者による連絡会議、年に3回程度でございますけれども、現在持っております。その中で学校図書室と町立図書館との連携を図りながら、子どもさんの読書活動への対応に取り組んでいるところでございます。

それから、町民プールの紫外線よけの状況でございますけれども、委員もご承知のように、15年度に紫外線よけの日よけを一部設置させていただきました。16年度につきましては、簡易テントではございますけれども、期間中テントを設置いたしまして、そのことによって紫外線をよけていただくということの中で対応させていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 まず最初のパソコンのところですね。情報教育のところ。一太郎とワードということで、そういったところも子どもたちは使えるようにしているというふうに報告をいただいたというふうに思うんですけど、情報を収集ということにつきますと、インターネット、またはメールのやりとりなんかといったところはどうか。

次に、図書館のところで、図書館同士連携をとっていただいて、教諭同士もその会議を持っていただいているということですが、それは生涯学習課の方で答弁いた

だいておりますが、学校の司書教諭を兼任でなく専門で、専属で置いてほしいということに対してお答えがなかったというふうに思います。あと、ネットワークを年に3回協議を持って、会議を持って図っていただいているということですが、予算の段階で聞かれておいたのは、例えば図書館で借りた本を学校で返せるような体制をということによっておられたのかなというふうに思うんですけれども、そのところの体制はどのようになっているのでしょうか。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 パソコンにつきましては、インターネットを活用しながら学習はいたしております。これは、総合学習とか、あるいは教材学習の中で、例えば社会科なんかの調べ学習、そういうものをこのパソコンを使って調べていると。あるいは、インターネットでいろんなものを調べているというのがございます。そうした活用を小学校・中学校の方ではやっています。

また、はがきの制作とか名前の作り方とか、そういうことについても基本的なものについては小学校でいろいろそういうものを習っています。ただ、インターネットを利用いたしますので、ガードして行い、子どもたちに不必要なものについては見られないというようなことはきちっといたしております。

それから、司書教諭の件でございますが、これは現在のところ小学校なり中学校の教員免許を持った先生に任命すると、こういうことになっておりますので、図書館におります司書をそのまま学校の司書に任命するということは、これはできないわけでございます。現在は教員免許を持っている先生の中から司書教諭を任命すると、こういう制度でございます。したがって、その先生と図書館と。先日の一般質問で出てたと思うんですが、図書館の司書、そして学校の先生方と連携をとりながら、子どもたちの調べ学習の資料提供等をやっております。

例えば、以前も申し上げたと思うんですが、学校で宿題を出した場合、こういう宿題を出しましたということで、図書館の方に連絡がございます。そしたら、それに関する資料・図書・本を一箇所にとどめて、そして、そこで子どもたちが来て調べるといような方法をとらせていただいております。学校で返却できるというんですか、これはまだ今、一般の方、住民の方が借りていただいたら、図書館で借りても3公民館で返却できるようになりますし、また、3公民館で借りた本を町立図書館で返却することもできるようになっております。学校については、例えば貸し出しという

方法がございます。図書館から一部学校に貸し出すという方法もこれから十分考えていかなければならないと思います。

そういうことで、今、学校で返却するということまではいっておりませんので、これはまた学校と図書館との協議の中でいろいろまた詰めていかなん問題ではないかなというふうに思っています。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今、答弁いただいたんですけれども、そのネットワークの方法ですね、また今後についても十分やっぱり検討をしていただきたいというふうに思います。

司書教諭の件なんですけれども、少し私がお聞きしていることと町長・教育長の答弁と食い違っているかなというふうに思うんですけれども、私もよくわからない中で質問させていただいております、申しわけないんですが。教員免許を持っておられる先生に、教師・講師としての仕事と司書教諭としての仕事を兼務しておられるというふうに思うんですが、そうではなくて、教員免許を持っておられる方でないと司書教諭として採用できないということであっても、司書教諭専属として就任していただく、そういう方向で検討していただけないですかという議論だったというふうに思います。

○森河委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 1つ、専任ということがございます。今、各学校に司書教諭として専任しておりますのは、司書の講習も受けて、それでそういう資格は持っている先生というふうにご理解いただきたいと思います。

専属にその先生を1人配置するということについては、これは教員配置の関係がありますから、それぞれの学校で子どもたちの人数、あるいは学級数に応じて、先生方の配置基準がございます。それにあわせて配置されておまして、その中で事務分掌として司書教員を配置すると、こういうことになってございますので、その中で配置をさせていただいております。

今、町費でその専任の司書教諭を置くということについては、今現在考えておりません。よろしくお願ひしたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 今まだ現在考えておられないということですが、先ほども申しましたように、国庫補助費が大きく削られる中で、町としても大変だなというふうに思っているんですけれども、司書教諭の件に関しましては予算のときに言われておりました

が、過去にも専属で置いていただいたときに、子どもたちの反応も違うかったと。図書館だよりなんかも発行されておって、私の認識が不足しておった点があったら指摘していただきたいというふうに思うんですけども、そういった対応、子どもたちの反応が大きく変わってきたということに関しましては、やはり強く要望されているものと思いますので、今後十分検討いただきたいというふうに思います。

○森河委員長 小城市長。

○小城市長 図書館とかいろいろありますけども、斑鳩南中学校を建設するときには、神戸のポートピアランドが開発のときにできた大倉の中学校を見に行ったら、大体4時ぐらいからはお母さん方、保護者の方が出てこられて、自分らで図書は子どもと一緒にやりますよという、やっぱりそういうところも見たわけです。私はやっぱり、何も司書がどうかというよりも、やっぱりそういう今、この間の奈良県でやられた絵本ギャラリーでも、やっぱりそういうことが今なぜ、こういうライオンズクラブとかロータリーとか、そういう方々、青年会議所は、その絵本を子どもに読ますという、いろんなことをされる。これは何かと言うと、やっぱりその読書の関係が余りにも図書館とかできるけども、勉強に及ぶけども、本をなかなか読まない。それはやっぱり親と子と一緒にならなかったらなかなかできない。

そういうことも踏まえて、これからやっぱり私は、こういう何でもかでもそういう司書がどうかというよりも、やっぱりボランティアでお母さん方・お父さん方が、余暇のあるときにやっぱりそのところに出てきて、そして図書をしてやるということではなかったら、なかなかそう簡単に私はいかない。親子の中でもなかなか本を読まない中で、学校へ行ったら本を読みますねんやと、そんなことにはなかなかならない。やっぱりそういうことが今一番大事なことでないか。先生を置いたからどうかというよりも、やっぱりそれを皆さん方見守っていく方々の環境を整えていくことが、今私は大事。

だから、斑鳩町の方、私の方の教育としては、いつも申し上げるのは、これだけの予算を割と使う。環境に対しては、私は大いに力を入れているということです、環境に対しては。それはパソコンでも何でも、結局置いたかて使えなかったら意味はないんです。それをやっぱり先生方も勉強しなかったら、なかなか子どもについていけない。そういう愛情がなかったらできないわけですね。そういうことを私はあえていつも申し上げているように、置いたからどうかというよりも、もっと温かみのあるやっぱ

り教育をしていくことが一番大事だと、これはやっぱり環境であるということでも申し上げて、私はやっぱり臨時、町の町教師でも2,000万円ほどかかっているんですよ。2,000何万とかかっているわけです。これは今、義務教育化されるということで、先生がどうなるのかという心配もありますけどね。

子どもは今、文部科学省でも大臣が言うてるんですよ。やっぱりこういう均衡を守っていくためには、その先生方の配置が大事だということを申し上げているんです。ただ、政治の中でこういうことが起こってくるというのは、金銭的なお金の問題ばかりかしをとらえてね。もっとそれをやっぱりかみ砕いて、末端の市町村にもそういうことがわかっていくような教育をしていかなかったらいけないということを我々は申し上げているわけであって、奈良県知事も記者発表のときにおっしゃっているのは、これからやっぱり30人学級よりも50人、60人になる可能性もありますよと。50人、60人がなぜ悪いんですかということも考えなかったらいかん。30人だからええというんでなしに、昔はやっぱり50人でも、そんだけ目が行き届いてたわけです、先生が。それほどのことを考えるとね、何でもマンツーマンやマンツーマンとおっしゃったかて、私は塾でもいつも申し上げるんです。いい塾ははやりますよ。一番大変なのは、できない子どもさんを、どう落ちこぼれた方を拾っていくかという塾ははやらないんです。そんなもん、先生が大変なんです。掛け算を教えていかんなん、あるいはそういうことを教えらんなんということもあるのですから。そういうことも踏まえた中で、やっぱり教育というのはどういうものをとらえていくのかということが、やっぱり私は中身というのは愛情ある、温かみのある教育をしなかったらいけないと。そういうことをいつも絶えず思います。

ただ、私も斑鳩町の場合は、教育環境だけは絶えず私はやっぱり目を光らせて、できるだけ予算というのは、教育委員会の関係等については削ってないんです。できるだけそういうことを。ただ、うちの職員がその先生に呼ばれて、これだけ必要ですよ、そんなもんじゃなしに、もっと中身がどうであるかということ、やっぱりもっと積極的に比べて、比較してやっていかなかったら、私はいけないと思います。

だから、こういうまだ助役さんが教育長のときに、ランチルームをつくったのもそうです。ランチルームがどこにある、ないでしょう。ランチルームだけでも、非常に斑鳩の、やっぱりランチルームで、全国からも注目されてるんです。なかなかできませんよ、こんなこと。教室を2つ潰して、そこにランチルームなんて、そんな余計な

ことをすることいりません。給食でも集団給食をやっているのに、こんなことを何でし  
まんのということもありましたよ。しかし、それが今評価されているわけです。やっ  
ぱりそういうことだと私は思いますね。

○森河委員長 はい、木澤委員。

○木澤委員 今、町長の教育に対するの思いを聞かせていただきました。日頃から何回か  
言っておりますが、国庫補助が減らされる中で教育として大変ですけれども、行政の役  
割として、子どもたちがしっかりと学べる教育の環境づくりであるというふうに思い  
ますので、今後につきましても十分検討していただきたいというふうに思います。

○森河委員長 ほかにございませんか。

坂口委員。

○坂口委員 1点だけお願いします。

34ページになるんですけど。

○森河委員長 234ですね。

○坂口委員 34ページ、総括です。総務費の方でちょっと載ってなかったもので、こっ  
ちに載ってましたので。コミュニティーづくり、交流活動の推進ということで、友好  
都市とのスポーツの交流事業を実施したということで、15年度実績で72人ほど参  
加していただいていると思うんですけど、予算を組んでいただいていたんですけども、決  
算額はゼロ。使ってないということなんですけど、この辺どういうふうな内容でされ  
たのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森河委員長 阪野生涯学習課長。

○阪野生涯学習課長 友好都市スポーツ交流の推進ということでございまして、これは例  
年、長野県飯島町、兵庫県太子町と、スポーツ少年団との交流事業を行っております。  
平成15年度につきましても友好都市スポーツ交流の推進ということで、斑鳩町から  
それぞれの町に少年たちが出向きまして、スポーツの交流を図ろうということで、車  
両の借上料とか有料道路の使用料等予算に計上させていただいておりましたが、15  
年度につきましては、長野県の飯島町のスポーツ少年団、剣道をされている方なんで  
すけれども、斑鳩町の方にお越しいただきましてスポーツ交流をすることができまし  
たので、予算につきましては15年度未執行という状況で残っているということでご  
ざいます。

よろしくお願いたしたいと思います。

○森河委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 これをもって第9款 教育費についての審査は終わります。

次に第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、あわせて説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について、ご説明申し上げます。ページは259から266ページでございます。

まず、259ページの第10款 災害復旧費であります。予算現額として6,000円を計上しておりましたが、平成15年度においては、公共施設にかかる災害等がなく、全額未執行となっております。

次に、264ページの第11款 公債費であります。第1目 元金、第2目 利子と合わせまして、予算現額14億6,658万4,000円に対しまして決算額は14億6,654万6,749円で、執行率は99.9%となっております。平成15年度におけます町債の状況についてであります。借入額は13億7,900万円、元金償還額は12億2,296万9,140円で、年度末の町債残高は、90億5,623万1,000円となり、前年度と比較いたしまして、1億5,603万1,000円が増加いたしております。

最後に、266ページでございますが、第12款 予備費でございますが、平成15年度では高齢者インフルエンザ予防接種の接種者が平年度を大幅に上回ったことから、300万円をその費用に充用いたしております。

以上、簡単でございますが、第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○森河委員長 説明が終わりました。

第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費についての質疑をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって第10款 災害復旧費、第11款 公債費、第12款 予備費について審査を終わります。

これをもって歳出に対する質疑を終結いたします。

続いて、一般会計歳入全般についての説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、歳入の状況についてご説明を申し上げたいと思います。主要な施策の47ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度の歳入決算額は、第2表の平成15年度一般会計歳入決算の内訳のとおり、87億4,573万3,000円で、前年度の決算額と比較いたしまして、7,617万2,000円、0.9%の減となりました。その主な内訳でございますが、町税が28億3,451万円で、構成比32.4%、地方交付税が23億5,620万7,000円で、構成比26.9%、町債が13億7,900万円で、構成比15.8%。繰越金が4億6,346万円で、構成比5.3%。国庫支出金が4億6,015万7,000円で、構成比5.3%。県支出金が3億3,999万9,000円で、構成比3.9%等となっております。

これを前年度決算額と比較いたしますと、町税につきましては48ページの第3表、平成15年度町税決算の状況のとおり、たばこ税が1,257万6,000円、6.9%、軽自動車税が133万6,000円、4.8%、それぞれ増加しておりますものの厳しい経済情勢の影響、平成15年度評価替の実施などにより、町民税が1億5,729万2,000円、10.7%、固定資産税が4,675万円、3.9%、都市計画税が987万7,000円、7%、それぞれ減少したことから、町税収入全体におきましては、対前年度比2億7,000円、6.6%の大幅な減収となっております。

なお、平成15年度におきます町税の不納欠損処分については74件で、1,228万124円を処分いたしております。また、目的税であります都市計画税、1億3,153万2,000円の用途状況であります。決算附属参考資料の10ページに記載しておりますが、公共下水道事業、流域下水道事業、歴史的地区環境整備街路事業及び都市計画事業町債償還額にその全額を充当させていただいております。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税で昨年度に引き続き、臨時財政対策債発行に伴う基準財政需要額の振りかえ等が実施されたことによりまして、対前年度比4億1,548万5,000円、15%の大幅な減となっております。その内訳は、普通

交付税におきまして、20億3,768万9,000円、特別交付税で3億1,851万8,000円となっています。

次に、町債では、公営住宅の建設に係る特定資金公共投資事業債、水道事業出資債が減額となったものの、中宮寺跡史跡用地購入事業債、駒塚古墳等史跡用地購入事業債の増加、そして地方一般財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として発行が認められております臨時財政対策債の借り入れ等により、対前年度比5億2,824万9,000円、62.1%の大幅な増となっております。

次に、国庫支出金につきましては、障害者支援費制度に係る国庫補助負担金、学校施設整備補助金、市町村合併準備補助金が増加したこと等によりまして、対前年度比1億3,486万8,000円、41.5%の大幅な増となっております。また、県支出金につきましても障害者支援費制度に係る県補助負担金、地域活性化事業総合補助金、緊急地域雇用創出特別交付金事業補助金、市町村消防施設整備費補助金、選挙費委託金が増加したこと等によりまして、対前年度比9,289万2,000円、37.6%の増となっております。

続きまして、これら歳入をその用途に制限なく自由に使える一般財源と、用途が制約される特定財源に分類いたしますと、一般財源では、町税、地方交付税等を合わせまして、69億1,013万1,000円で、対前年度比4億2,882万6,000円、5.8%の減となり、歳入全体に占める割合は、4.2ポイント減少して、79%となっております。

また、歳入を町が自主的に調達できる町税、使用料及び手数料等の自主財源と、その調達を国・県に依存する地方交付税、国庫支出金、県支出金、町債等の依存財源に分類いたしますと、47ページの第2表の平成15年度一般会計歳入決算の内訳のとおり、自主財源につきましては、36億9,732万7,000円で、対前年度比4億786万6,000円、9.9%の減となり、歳入全体に占める割合は4.2ポイント減少いたしまして、42.3%となっております。

以上、簡単ではありますが、歳入全体についての概要を説明させていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○森河委員長 一般会計歳入全般についての質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 済みません。さきに総合福祉会館が出てきた際にも少し全体のことについて

触れさせていただいたんですけれども、町税ですね。自主財源として得られるものが今後どのような形で変化していくというふうに考えておられるか。助役さんの方からは、平成26年度までは財政シミュレーションができてますと答弁いただきましたけれども、財源として今後どのようなものがどのようになっていくと考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

藤原企画財政課長。

○森河委員長 藤原企画財政課長。

○藤原企画財政課長 町税等の自主財源が今後どのようになっていくかということでございます。

財政シミュレーションといいますか、長期財政計画という形での参考資料としてさせていただきたいと思います。確かに少子・高齢化という中で町税の収入というのは減っていくだろうというふうには意識をしております。また、国庫補助につきましては、今議論されていますけど、三位一体の改革という中での補助金の削減、交付税の見直し、そして税源移譲ということがございます。ただ、これは非常に、一般質問でもお答えさせていただきましたように、不透明な状況にあるという中で、今後の状況というのは実際にはつかみかねる部分が多いわけですが、そういった動向を十分に注意しながら、今後財政運営には当たっていきたいとは思っております。

ただ、実際にどうなるかというのは、非常に難しい問題だというふうに思っております。

○森河委員長 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようでございますので、これをもって歳入全般に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、平成15年度の国民健康保険事業特別会計に係ります決算の内容についてのご説明を申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

認定第5号

## 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業

### 特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成16年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

当国民健康保険事業につきましては、自営業者や農業従事者など、職場の健康保険に加入することのできない方が加入する医療保険制度でございます。斑鳩町国民健康保険は、町が保険者となって運営をしております。その歳入歳出につきましては、法令に基づきまして特別会計を設け、予算管理を行っているところでございます。

国民健康保険を取り巻く状況につきましては、高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴いまして、医療費は年々増加傾向にあります。また、長引く景気の低迷によりまして、被保険者数も増加をたどり、一方では所得が減少するなどといった大変厳しい状況でございます。予算の執行に当たりましては、歳入では税収の確保に努め、歳出では経費の節減・合理化と運営の効率化に努めてきましたものの、平成15年度の国民健康保険事業特別会計決算は、歳入決算額が19億6,748万6,308円、歳出決算額が21億3,562万4,779円になり、歳入歳出の差引額、1億6,813万8,471円の歳入不足となったところでございます。このため、平成16年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行いまして、決算を終えたところでございます。

平成15年度の当該特別会計の収支状況を見ますと、平成14年度療養給付費国庫負担金の精算によります平成15年度交付額、1,102万4,503円。平成14年度の療養給付費交付金の精算によります平成15年度での返還金、2,127万4,567円がありました。また、平成15年度療養給付費国庫負担金の精算によります平成16年度交付額2,507万7,087円、平成15年度療養給付費交付金の精算によります平成16年度交付額160万495円が見込まれますことから、これの差引額1億3,121万825円の赤字となっているところでございます。歳入歳出のそれぞれの決算額を前年度と比較をいたしますと、歳入では1億8,487万3,860円、10.4%の増、歳出では3億1,684万9,256円、17.4%の増となっております。

では、予算の執行状況につきまして、歳出の部からそれぞれご説明を申し上げたいと思います。施策の成果の270ページからでございますけれども、まず初めに第1款

の総務費全体では、予算現額が4,904万7,000円に対しまして決算額は4,630万197円で、94.3%の執行率となっております。

第1項の総務管理費でございますけれども、予算現額が3,037万5,000円に対しまして決算額は2,885万9,286円で、95%の執行率となっているところでございます。国保業務に携わっております職員の人件費と事務執行にかかります経常経費の支出がその主なものとなっているところでございます。

次に、272ページから275ページの第2項の徴税費でございます。予算現額が1,756万1,000円に対しまして決算額は、1,653万9,663円で、94.1%の執行率となっております。国民健康保険税の賦課徴収にかかります経費といたしまして、職員の人件費、徴収嘱託員の賃金、委託料が主な支出となっております。

次に、276ページの第3項 運営協議会費でございます。予算現額22万9,000円に対しまして決算額は12万5,100円で、41.8%の執行率であります。

次に、277ページの第4項 趣旨普及費でございます。予算現額が81万2,000円に対しまして決算額は77万6,148円の95.5%の執行率となっております。国民健康保険制度の周知を冊子を配布いたしまして、制度の理解啓発に努めますとともに、エイズにつきましても正しい知識の啓発のため、啓発用の冊子の配布を行ったところでございます。

次に、第2款の保険給付費でございます。全体では、予算現額が13億5,607万5,000円に対しまして決算額は13億2,309万4,123円で、97.5%の執行率となっております。この科目等、国保特別会計の歳出の過半を占める科目でございます。国民健康保険事業の中核をなしているものでございます。

それでは、278、279ページの第1項 療養諸費でございます。予算現額が12億2,688万7,000円に対しまして決算額は11億9,586万6,804円で、97.4%の執行率となっております。療養諸費全体では、前年度より2億4,534万2,118円、25.8%の増となったところでございます。前年度と比較をいたしまして大きく増加いたしました主な要因の1つといたしましては、療養費の支出に係るところの診療月の年度割が、これまで4月診療分から翌年の3月診療分の12カ月であったものが、平成15年度から、3月診療分から翌年の2月診療分の12カ月に変更されるに当たりまして、平成14年度は4月診療分から翌年の2月診療分の11カ月の経理を行うというための経過措置によるものでございます。

次に、280ページの第2項 高額療養費でございます。予算現額が1億1,448万8,000円に対しまして、決算額は1億1,334万7,319円の99%の執行率となっております。前年度と比較をいたしますと265万4,402円、25%の増となったところでございます。給付件数につきましては、前年度より172件増の1,285件となっております。

次に、281ページの第3項 移送費につきましては、未執行の状況でございます。

次に、282ページの第4項 出産育児諸費でございます。予算現額1,140万円に対しまして決算額が1,080万円で、94.7%の執行率となっております。給付件数につきましては、前年度と同数の36件で、給付額も同額の執行で終わっております。

次に、283ページの第5項 葬祭諸費でございます。予算現額320万円に対しまして決算額は308万円で、96.2%の執行率となっております。給付件数につきましては、前年度より8件増の154件でありました。

次に、284ページの第3款の老人保健拠出金でございますけど、予算現額が5億6,297万5,000円に対しまして決算額は5億6,297万3,869円で、99.9%の執行率となっております。老人保健制度上、斑鳩町も一保険者としての立場から、老人保健制度に対しまして拠出を行ったところでございます。前年度と比較をいたしますと、3,765万825円、6.7%の減となっております。なお、この拠出先は社会保険診療報酬支払基金でございます。

次に、285ページの第4款 介護納付金でございます。予算現額1億517万3,000円に対しまして決算額は、1億517万2,883円で、99.9%の執行率となっております。前年度と比較をいたしますと、1,644万5,344円、18.5%の増となったところでございます。国保加入者のうち介護保険2号被保険者に係ります介護給付費納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納付をいたしたところでございます。

次に、286ページの第5款 共同事業拠出金でございます。予算現額が3,778万1,000円に対しまして決算額が3,684万6,890円で、執行率は97.5%でございます。前年度と比較をいたしますと、2,247万3,721円の増となっております。奈良県国民健康保険団体連合会へ拠出を行ったところでございます。高額医療共同事業に県内の各国民健康保険者が加入し、高額医療費の支出に対処する制度でござ

います。なお、当事業につきましては、国及び県が、それぞれ拠出金額の4分の1に相当する額を負担することになっているところでもございます。前年度と比較をいたしまして、拠出額が大きく増額となりましたのは、先ほど申し上げました、国及び県の負担金の交付先が、平成15年度に国民健康保険団体連合会から市町村へと変更されたことによるものでございます。なお、当該事業に伴いまして、3,119万9,960円を交付金として歳入で受け入れも行っているところでございます。

次に、287ページの第6款 保健施設費でございます。予算現額が299万2,000円に対しまして決算額は273万2,575円で、91.3%の執行率となっております。医療費の通知に伴います費用といたしまして、162万2,965円の執行でございます。被保険者が療養に要した費用の額を通知することによりまして、医療費の抑制を図ろうといたします、全国的に取り組みをされている制度でございます。

また、被保険者の人間ドック検診受診助成事業では、77万1,538円の執行となっております。40人の方に助成をいたしたところでございます。総合健康づくりでは、33万8,072円の執行となっております。これは、被保険者が健康的な日常生活を送り、また、総医療費の抑制を図るための保険活動費用のための支出となっております。

次に、288ページ、第7款 公債費につきましては、未執行で終えております。

次に、289ページの第8款 諸支出金であります。予算現額が2,257万6,000円に対しまして決算額は2,234万1,167円で、98.9%の執行率となっております。制度上翌年度で清算されます退職者と被保険者の療養に係ります療養給付費交付金につきましては、清算の結果、2,127万4,567円を社会保険診療報酬支払基金に返還をいたしたところでございます。また、過年度収入分の国民健康保険税の還付といたしまして、106万6,600円の支出も行っております。

次、290ページの第9款 予備費につきましては、未執行で終えております。

次に、291ページの第10款 前年度繰上充用金でございます。平成14年度決算におきまして歳入不足が生じたことから、その歳入不足額3,616万3,075円を平成15年度におきまして措置をさせていただいたところでございます。

続きまして、歳入の決算状況につきましてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが268ページにお戻りをいただきたいと思います。

それでは、第1款の国民健康保険税でございます。6億9,228万8,353円の収

入となりました。収納率は、前年度より0.8ポイント増の92.8%となっております。

次に、第2款の国庫支出金でございます。一般被保険者に係ります保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金等で、6億5,328万8,810円の受け入れとなっております。

次に第3款 療養給付費交付金でございます。退職被保険者の保険給付に充当するために、社会保険診療報酬支払基金から3億9,004万6,000円の受け入れでございます。

次に第4款 県支出金でございます。歳出のところでご説明を申し上げましたように、共同事業拠出金に係ります補助金、及び福祉医療制度によります国民健康保険の医療費負担の補給増を補てんする補助金といたしまして、1,603万2,481円の受け入れとなっております。

次に、第5款 共同事業交付金では、歳出のところでご説明申し上げました高額医療共同事業の交付金といたしまして、3,119万9,960円の受け入れでございます。

次に、第6款 財産収入では、国民健康保険財政調整基金の運用によります預金利子1万1,432円の受け入れでございます。なお、この1万1,432円につきましては、基金に積み立てを行っているところでございます。

次に第7款 繰入金でございます。基盤安定、職員給与費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等に係ります所要額につきまして、一般会計からの繰り入れを行ったところでございます。また、当特別会計の財政状況を見る中で、国民健康保険財政調整基金から1,340万円の繰り入れも行っております。

次に、第9款 諸収入でございますが、335万3,153円の受け入れとなっております。被保険者の保険給付に係ります第三者行為損害賠償納付金が主なものでございます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町国民健康保険事業特別会計の決算の概要の説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○森河委員長 国民健康保険事業特別会計について説明が終わりました。

35分まで休憩いたします。

(午前 10 時 20 分 休憩)

(午前 10 時 35 分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

先ほどの特別会計の国民健康保険事業特別会計についての説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 今、保険証の方で短期保険証発行という形で対応していただいているというふうに思うんですけれども、予算のときの議論で、資格証の発行のことについて少し触れておられたと思うんですけれども、今、資格証については発行された事例があるのか。また、今後の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 資格証の発行につきましては、現在ございません。

今後の関係につきましては、医師会等の関係もございますので、協議していただかなければならない、いろいろな問題もクリアしていただかなければならないというところがございます。

以上です。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 これまでにも資格証の発行については、極力発行しないでほしいということをお願いをしまして、それに対応していただいているということですが、また、十分慎重な対応を今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

○森河委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第 6 号 平成 15 年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出の認定についての審査に入ります。説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、老人保健特別会計の決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

認定第6号

平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成16年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、施策の成果の292ページから300ページの間でございます。

本特別会計では、住民の老後におけます健康の保持と適切な医療の確保を図るため、高齢者の医療費につきまして、医療保険と独立した形で給付を行いまして、福祉の向上に努めているところでございます。平成15年度の収支状況につきましては、歳入決算額が20億5,500万7,264円、歳出決算額が20億8,372万2,220円で、差し引き2,871万4,956円の歳入不足が生じております。このため、平成16年度会計におきまして、同額の繰上充用の予算措置を行いまして、決算を終えているところでございます。なお、この財源につきましては、医療費といたしまして、支払基金、国・県から全額を平成16年度におきまして受け入れをすることとなっております。また、支払基金からの審査支払手数料交付金の超過分につきまして、平成16年度予算で返還することともいたしているところでございます。

それでは、予算の執行状況につきまして、歳出の方から各款ごとにご説明を申し上げたいと思います。

まず、295ページの第1款 総務費でございますが、予算現額が988万3,000円に対しまして決算額が963万5,849円で、97.4%の執行率となっております。老人保健業務に係ります事務経費が主なものであります。

次に、296、297ページの第2款 医療諸費でございます。予算現額20億6,601万5,000円に対しまして決算額は20億4,807万478円で、99.1%の執行率でございます。平成14年度の決算額21億311万5,153円と比較をいたしまして、5,504万4,675円、2.6%の減となったところでございます。老人医療費の受給対象年齢が、70歳から75歳に段階的に引き上げられる制度改正に伴いまして、受給者の減少によりまして医療給付が減少いたします一方、完全定率負担制の導入に伴いまして、高額医療費や新旧にかかわります医療費の増加が見られ、さきに

述べましたような結果となってあらわれておりまして、これで2年連続の減少となったところでございます。

しかしながら、高齢者の医療の特徴といたしまして、高血圧や高脂血症などの生活習慣病によるものが多く、高齢者の医療費は若者の医療費と比較をいたしますと、相当高い水準にあると言えるのではないかと考えているところでございます。

次に、298ページの第3款 諸支出金でございます。予算現額が53万5,000円に対しまして決算額は53万3,728円で、99.7%の執行率となっております。平成14年度で超過交付されました支払基金の審査支払手数料交付金の償還を行ったものでございます。

次に、299ページの第4款 予備費につきましては未執行で終えております。

次に、300ページの第5款 前年度繰上充用金でございます。予算現額2,548万3,000円に対しまして決算額は2,548万2,165円で、99.9%の執行率の状況でございます。平成14年度決算におきまして歳入不足が生じたことから、その不足額を平成15年度におきまして措置をさせていただいているところでございます。

続きまして、恐れ入りますが293ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入の部でございます。第1款の支払交付金でございますが、13億7,453万2,689円を受け入れております。各医療保険の拠出金を再分配されたもので、医療費の法定負担分と審査支払手数料交付金でございます。

次に、第2款 国庫支出金でございますが、4億4,654万564円の受け入れでございます。国が負担をいたします医療費の法定分が主なものでございます。

次に、第3款 県支出金でございますが、1億957万640円の受け入れでございます。県が負担をいたします医療費の法定分でございます。

次に、第4款 繰入金でございますが、1億2,271万5,063円の受け入れでございます。町が負担をいたします医療費の法定分を一般会計から繰り入れを行ったものが主なものとなっております。

次に、第6款 諸収入でございますが、164万8,308円の受け入れでございます。第三者行為損害賠償納付金でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○森河委員長 老人保健特別会計の説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受け

いたします。

木澤委員。

○木澤委員 済みません、2点お聞きしたいと思うんですけれども、高額医療費の償還払いのところで、同一世帯の複数高齢者について、申請者が1枚でいけるかどうか研究をしていただくということで、予算のときにご答弁いただいていたと思うんですけれども、その結果としてはどのようなになったかということと、在宅酸素利用者につきましても、予算の段階で質問がされておったんですけれども、調査結果について、その後どうなったのかということをお聞きしたいと思います。

○森河委員長 清水健康推進課長。

○清水健康推進課長 申しわけございません。高額の関係、申請書を1枚、2枚ということと、それから在宅調査の関係につきましては、後ほどご報告させていただきます。

○森河委員長 西田都市整備課参事。

○西田都市整備課参事 前任者の立場で答弁させていただきます。

高額療養費の老人の償還の関係につきましては、1枚の申請書でできるように、委任状を取りつけて、それは以前からさせていただいております。

在宅酸素の件につきましても、等級を町単で一級上げていますので、その分については保険対応でできているということでございます。

○森河委員長 よろしいですか。

ほかにございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をいたします。説明を求めます。

植村総務部長。

○植村総務部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

認定第7号

平成15年度斑鳩町大字龍田財産区

特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議

会の認定を求めます。

平成16年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

それでは、平成15年度の決算状況についてご説明を申し上げます。

301ページから304ページでございます。

平成15年度の斑鳩町大字龍田財産区特別会計の歳入総額は468万7,000円、歳出総額は18万5,000円となり、差し引き450万2,000円を次年度へ繰り越すことで決算を終えております。

それでは、303ページをごらんいただきたいと思っております。

第1項の総務管理費でございますが、予算現額23万円に対しまして決算額は18万4,700円で、執行率は80.3%となっております。その主な事務事業につきましては、財産区財産の管理といたしまして、草刈り業務委託等となっております。平成11年10月12日、裁判所へ訴状の提出を行いました建物収去土地明渡請求事件につきましては、現在まで35回の公判が開かれ、秋ごろには判決がおりる見込みとなっております。

以上、簡単でございますが、特別会計の決算の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○森河委員長 大字龍田財産区特別会計について説明を終わりました。

これに対する質疑をお受けいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって大字龍田財産区特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。説明を求めます。

池田上下水道部長。

○池田上下水道部長 それでは、まず議案書を朗読させていただきます。

認定第8号

平成15年度斑鳩町公共下水道事業

特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議

会の認定を求めます。

平成16年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

主要な施策の成果報告書の305ページからでございます。

まず、305ページであります。前年度繰越額7,950万円を含め、歳入歳出決算額は、歳入総額14億4,405万6,000円、歳出総額14億4,405万5,000円であり、差引額1,000円であり、実質収支は1,000円となりました。

それでは、まず主な現状につきまして、初めにご説明を申し上げます。

公共下水道につきましては、平成4年度より工事に着手し、平成16年3月末の整備面積は約85ヘクタールで、事業認可区域面積約245ヘクタールに対し、約35%の整備率となっております。今後もさらに整備を進めていく予定でございます。

一方、県の事業の県流域下水道事業、竜田川幹線の4号工事、稲葉車瀬から三郷町勢野東でありますけれども、斑鳩町内の工事につきましては、平成16年度中に完成し、また、安堵町域の中継ポンプ場につきましては、平成15年度に土木建築工事が完了いたしております。また、平成14年度に発注をされました電気・機械等の設備工事につきましても、平成16年度末の完成を目指し、順調に進められているところであります。

次に、町公共下水道の供用開始に向けての準備でありますけれども、平成15年度に公共下水道の整備済み地域での自治会説明会を約30回開催し、活発に下水道接続工事・使用料・貸付制度等についてご質問され、一定のご理解を得られたと考えております。本年度は、供用開始に向けまして県との調整を初め、使用料徴収システムに関しての担当課との協議、町内金融機関の融資あっせん及び利子補給制度の調整等を行ってまいります。

それでは、306ページの歳入決算の状況よりご説明を申し上げます。306ページをお願いします。

予算現額14億4,512万円に対し決算額14億4,405万6,000円、執行率99.9%。前年度と比較いたしまして、2億9,738万円、25.9%の増となっております。歳入の主なものとして、国庫支出金4億3,000万円、一般会計繰入金3億2,701万9,000円、町債6億5,990万円であります。

続きまして307ページ、歳出決算でございます。予算現額14億4,512万円に対

しまして決算額は14億4,405万5,000円で、執行率は99.9%であり、前年度と比較いたしまして、3億138万円、26.4%の増でございます。内訳としましては、下水道費11億7,837万6,000円、公債費2億6,567万9,000円であります。

それでは、科目別にご説明を申し上げます。308ページからでございます。

第1款 下水道費、第1項 下水道費、第1目 公共下水道事業費では、予算現額9億6,824万7,000円に対し決算額9億6,731万5,751円であり、執行率は99.9%であります。工事概要につきましては、服部一丁目地内から、龍田南一丁目地内、及び龍田南一丁目地内から龍田北一丁目地内におきまして、幹線管渠1,665メートル、服部一丁目地内及び法隆寺西一丁目地内におけます面整備で、5.8ヘクタールを施工いたしました。

次に第2目 流域下水道事業費では、予算現額2億1,106万円に対し決算額は2億1,106万円で、執行率100%であります。内容としましては、竜田川幹線管渠工事及び浄化センター建設等に伴う流域下水道事業市町村負担金であります。

次に、310ページであります。第2款 公債費、第1項 公債費につきましては、第1目元金では、予算現額1億5,003万7,000円に対し決算額1億5,003万6,537円。第2目 利子では、予算現額1億1,577万6,000円に対し決算額1億1,564万3,051円となり、執行率はそれぞれ100%であります。

以上で、公共下水道事業特別会計のご説明とさせていただきますが、よろしくご審議賜り、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○森河委員長 公共下水道事業特別会計について説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 ちょっと予算のときの会議録を見ておったら、今、水道管の300ミリのものが34本残っておるといふふうに言われておったと思うんですけども、その後それについては使用はどうされたのか。水道管。済みません、私の認識不足でした。

あと、監査委員さんが、今後下水道料金の徴収について、利息も払い切れないような徴収しかできないのではないかというふうに心配をされておったんですけども、今後、下水道料金徴収ということですね。先ほど自治会説明会を行っていただいて、住民の方に理解をさせていただいていると部長はおっしゃってましたけども、その点に

関して少し心配がされるんですけども、どういようにお考えでしょう。

○森河委員長 谷口下水道課長。

○谷口下水道課長 財政を圧迫するといような感覚で監査委員さんもおっしゃっておったといような感覚で我々っております。しかし、財政的に圧迫し、悪化すると懸念されるようなことにつきましては、事業をどうこうするといことではなく、また、生活環境衛生の向上といようなことで、公共水域の水質改善といような大きな目標を我々は持つておるわけでございまして、初期の目的や趣旨を住民さんに十分理解していただくといふうな。そしてまた、公共下水道の接続を促進し、もって使用料の収入増を目指すといようなことで、我々としては努力する必要があると。そのためにも啓発に努力するといようなことが重要であると認識しておりますので、その辺につきましてはご理解いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 住民の方、住民さんに目的を理解していただくとい趣旨はすごいよくわかるんですけども、と言つても加入するのに非常に多額の費用が必要になるといところで、なかなか理解が得られないのではないかとい心配で、またそれが財政を逼迫することにつながるとい心配は、今後行つていく中で十分その対応についても慎重に行つていただきたいといふうに申し上げておきます。終わります。

○森河委員長 ありがとうございます。

ほかにございませぬね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもつて公共下水道事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

続いて、認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査に入ります。理事者の説明を求めます。

中井住民生活部長。

○中井住民生活部長 それでは、平成15年度の介護保険事業特別会計に係ります決算につきましてのご説明を申し上げます。

まず初めに、議案書を朗読いたします。

認定第9号

平成15年度斑鳩町介護保険事業

## 特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成16年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

311ページから328ページに係ります施策の成果のところに上げております当特別会計につきましては、介護を必要といたします方やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知、要介護認定の普及・推進、サービスの安定的供給に努めまして、介護保険制度の適正な運営に努めているところでございます。

平成15年度の収支状況でございますが、歳入決算額が11億1,981万1,335円で、歳出決算額は11億612万6,453円となって、差し引き1,368万4,882円のプラスで終えております。介護給付費につきましては、制度上法令で定められております割合で、国・県支払基金から負担金として受け入れることとなっております。過不足額は、翌年度清算されることとなっているところでございます。当該年度におけます国及び県からの受入額で、合わせまして約258万円の不足であります。平成16年度におきまして受け入れを行う予定となっているところでございます。また、支払基金からは、約176万円多く受け入れていることから、翌年度におきまして返還することといたしております。

このことから、歳入歳出の差引額は、翌年度清算される過不足額を合わせました約1,450万円につきましては、介護納付費準備基金に積み立てを行うことといたしております。

それでは、まず歳出の部から款ごとでご説明を申し上げたいと思います。314ページからでございます。

第1項の総務費全体では、予算現額が5,082万2,000円に対しまして決算額は4,909万6,160円で、96.6%の執行率となっております。第1項の総務管理費、第1目の一般管理費につきましては、予算現額が3,316万8,000円に対しまして決算額は3,262万8,531円で、98.3%の執行率となっております。介護保険業務に携わります職員の人件費と、事務執行に係ります経常経費の支出が主なものとなっているところでございます。

介護費用適正化事業といたしまして、奈良県国民健康保険団体連合会と電送システムの構築もいたしたところでございます。

次に、315、316ページの第2項 徴収費の第1目 賦課徴収費でございます。予算現額が165万5,000円に対しまして決算額は137万932円で、82.2%の執行率となっております。職員の人件費及び賦課徴収事務に係ります経常経費が支出の主なものとなっているところでございます。

平成15年度の介護保険料につきましては、第2期介護保険事業計画に基づきまして、第1期介護保険事業計画と同額の年間基準額3万7,000円の保険料を賦課することといたしたところでございます。現年度分の特別徴収保険料の調定額は1億6,399万5,700円で、現年度分普通徴収の調定額は3,911万3,600円、普通徴収に係ります滞納繰越分保険料の調定額は460万5,200円、特別徴収に係ります滞納繰越分保険料の調定額は200円ということで、合計2億771万4,700円となっているところでございます。

現年度分の収納状況ということでは、特別徴収につきましては、100%の収納状況でございますが、普通徴収につきましては、納付額が3,598万400円で、収納率としては92%となっております。また、特別徴収と普通徴収を合わせました収納率は、98.5%でございます。なお、徴収率向上に向けた取り組みといたしまして、未納者に対しまして今後とも電話や自宅訪問等によりまして徴収を促しますとともに、さらなる口座振替の推進、そして制度の啓発等を行いまして、収納率の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、口座振替の率につきましては、16年度2月末現在で46.6%でございます。

次に、317ページの第3項の介護認定審査会費でございます。予算現額が1,543万8,000円に対しまして決算額は1,461万1,507円で、94.6%の執行率となっております。職員の人件費や介護保険認定審査会を設置をいたしております休日応急診療施設組合に対しまして、負担金及び認定調査委託料、主治医意見書作成手数料に係ります経費の支出が主なものとなっております。

次に、318ページの第4項の趣旨普及費でございます。予算現額が33万6,000円に対しまして決算額は33万5,790円で、99.9%の執行率となっております。介護保険制度全般の周知用冊子を作成いたしまして、制度に対します周知・啓発に努めたところでございます。

次に、319ページの第5項 介護保険運営協議会費でございます。予算現額が22万5,000円に対しまして決算額は14万9,400円で、66.4%の執行率となっております。介護保険の健全かつ安定的な運営に関します事項につきまして、年2回の運営協議会を開催をいたしまして、ご審議をいただいたところでございます。

次に、第2款の介護給付費でございますが、全体では予算現額10億7,834万1,000円に対しまして決算額は10億4,669万6,060円で、97%の執行率となっております。当科目につきましては、要介護認定を受けられました被保険者等が、介護サービスを受けられた場合等、その費用の保険部分を支給する科目でございます。当該特別会計の歳出予算の大半を占める科目となっております。保険給付費の支出動向のいかんによりまして、決算時の差引収支額が大きく左右される科目でもございます。

決算額のうち、最も保険給付の額が大きい科目といたしましては、施設介護サービスの給付費で、保険給付費全体の約6割を占めているところでございます。なお、施設サービスの利用で保険給付額が大きいものから申し上げますと、介護老人福祉施設。これは、特別養護老人ホームと言われているものです。次に家族療養型医療施設、そして、介護老人保健施設の順となっております。また、残り約4割のうち、その4割の大半を占めますのが、居宅サービスにかかります保険給付でございます。そのうち、最も給付額が大きいのは、訪問介護で約1億2,823万円。そして、続きまして通所リハビリテーションが約8,564万円となっております。

それでは、項別にご説明を申し上げたいと思います。320、321ページの第1項の介護保険サービス等諸費では、10億1,918万4,982円の決算額で、97.1%の執行率となっております。

次に322ページの第2項 支援サービス等諸費では、決算額が1,860万6,437円で、92%の執行率であります。

続きまして、323ページの第3項 その他諸費では、この項が介護給付に係ります審査手数料ということになっておりますが、決算額は178万8,813円で、99.9%の執行率でございます。

次に、324ページの第4項 高額サービス等費では、決算額が711万5,828円で、99.6%の執行率でございます。このことから、平成15年度の介護給付につきましては、第2期の介護保険事業計画の約99.4%の進捗状況となっているところで

ございます。

次に、325ページの第3款 財政安定化基金拠出金でございます。予算現額が111万8,000円に対しまして決算額は96万6,836円で、86.4%の執行率でございます。財政安定化基金は、介護保険法に基づきまして都道府県に設置をされ、通常努力を行ってもなお生じる保険料収納率の悪化や、予定していた以上の保険給付が生じたことにより、市町村の保険財政に不足が生じた際に資金の貸し付け等を行うことで、市町村の保険財政の安定化を図るものでございます。

次に、326ページの第4款 基金積立金でございます。予算現額が642万9,000円に対しまして決算額は642万8,390円で、99.9%の執行率となっております。当科目は、保険給付費に対しまして、保険料収入に余剰が出た場合、将来の保険財政の安定化を図ることを目的といたしまして、介護保険給付費準備基金に積み立てを行ったものでございます。

次に、327ページの第5款 諸支出金でございます。予算現額319万2,000円に対しまして決算額は293万9,007円で、92%の執行率となっております。当科目は、平成14年度におきまして、受入超過となっております介護給付費に係ります県負担金の返還に要します支出が主なものでございます。

次に、328ページの第6款 予備費でございます。過年度分の過誤納保険料を被保険者等に還付するため、諸支出金へ58万2,000円の充当をさせていただきました。

続きまして、歳入決算の状況につきましてご説明を申し上げたいと思いますので、312ページにお戻りをいただきたいと思います。

第1款 保険料につきましては、歳出の方でご説明を申し上げましたので、割愛をさせていただきます。

次に、第2款 使用料及び手数料でございます。決算額は750円となっております。滞納者からの納付に伴います督促手数料でございます。

次に第3款 国庫支出金では、決算額が2億5,417万5,669円の受け入れでございます。国庫負担金につきましては、介護給付費の20%を受け入れるものでございますが、冒頭でもご説明を申し上げますように、法定分の割合を受け入れるところでございますが、本来受け入れるべき金額といたしましては、2億933万6,392円に対しまして、収入済額が2億714万8,000円、218万8,392円の不足ということになっております。この不足につきましては、翌年度清算として、平成

16年度に満額を受け入れるということとなっているところでございます。

続きまして、国庫補助金の関係でございますが、介護保険法に定められております市町村間の介護保険に係ります財政力の格差を調整するための調整交付金と、要介護認定事務に必要な経費の一部を補助をいたします事務費交付金がございます。調整交付金におきましては、3,547万7,000円、事務費交付金では550万円の、合計で4,097万7,000円の受け入れを行っております。

次に、第4款 支払基金交付金でございます。当該交付金につきましては、第2号被保険者の保険料といたしまして、介護保険費の32%を受け入れるものでございますが、当該科目につきましては、法定分の割合以上に受け入れをいたしております。本来、受け入れるべき金額といたしましては、3億3,493万8,227円に対しまして、収入済額が3億3,670万1,000円ということで、176万2,773円の超過ということで、超過の受け入れをいたしております。このことから、超過受入をいたしました額につきまして、翌年度清算といたしまして、平成16年度で償還することといたしております。

次に、第5款 県支出金でございます。介護給付費の12.5%を受け入れるものでございます。国庫支出金と同様、法定分の割合を受け入れておらない状況ということになっております。本来、受け入れを行わなければならない金額といたしましては、1億3,083万5,245円でございますが、収入済額は1億3,044万円で、39万5,245円の不足となっております。この不足額につきましては、国庫と同様に翌年度清算といたしまして、平成16年度で受け入れを行うことといたしております。

次に、第6款 財産収入でございます。決算額は2万2,566円で介護保険給付費準備基金に係ります預金利子でございます。

次に、第8款 繰入金でございます。決算額は1億9,349万2,234円で、一般会計から繰り入れます介護給付費繰入金及び職員給与費等繰入金、事務費繰入金、並びに介護給付費準備基金から繰り入れます介護給付費準備基金繰入金によるものでございます。なお、介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%を受け入れることとなっております。

次に、第9款 繰越金でございます。決算額が139万1,824円でございます。平成14年度の介護給付費の支出が、事業計画に対しまして少なかったことにより生じたものでございます。この繰越金につきましては、平成15年度で介護給付費準備基

金に積み立て等に充当をさせていただいております。

次に、第10款 諸収入でございます。決算額は41万5,237円で、このうち40万円につきましては、国民健康保険中央会より、介護保険適正化を主な目的といたしまして、電送システム構築等のために介護費用適正化特別対策交付金として受け入れを行っているところでございます。

以上で、斑鳩町介護保険事業特別会計に係ります説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○森河委員長 介護保険事業特別会計について説明が終わりました。これに対する質疑をお受けいたします。

木澤委員。

○木澤委員 1点お聞きしたいと思います。

ホームヘルプサービスの利用料についてなんですけども、平成15年の7月から3%から6%になったということに対して、大変なご家庭が出てくるのではないかというふうに、予算のときに質問されておったと思うんですけども、これについてその後把握の方はされているのでしょうか。

○森河委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 今ご質問いただきましたホームヘルプサービスのサービス料の件なんですけど、通常1割負担ということになっておりまして、今、減免の方で3%から今6%に上がられるということでもあります。その状況につきましては、今は数字的にはちょっとつかんでおりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○森河委員長 木澤委員。

○木澤委員 または、しっかりした資料として、今後お示しいただけるといいでしょうか。では、それでよろしく申し上げます。

○森河委員長 ありがとう。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

これをもって、当委員会に付託されました議案の審査を終わります。審査結果につい

て取りまとめをいたしますので、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 20 分 休憩)

(午前 11 時 31 分 再開)

○森河委員長 再開いたします。

認定第 4 号 平成 15 年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛否の討論を必要とする申し出があります。これより討論を行います。

まず、本件を認定することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

○木澤委員 それでは、平成 15 年度一般会計決算に対しまして、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

決算全体を見る中で、審査の冒頭に監査委員さんからも指摘がありましたように、地方交付税、また町税が大きく減収となる中で、公債費は横ばい状態であり、このままいくと経常収支比率が平成 18 年度には 100% を超えてしまうと予測がされるのですが、財源について明確なものが見えてこない。緊縮財政を余儀なくされる中では、支出をいかに抑えていくかという点が重要であります。

そういった意味では、予算を伴う法隆寺駅舎周辺整備事業、また総合福祉会館の建設について、今後財政難でもやらなければいけない事業は、根拠・計画の内容を広く住民にアピールし、多くの方の納得・理解を得て事業を進められるよう、行政は今後さらなる努力が必要であると思います。

また、みんなのお金をより公平に使うという点から見ますと、これまでも指摘をしてまいりましたが、特定の団体の集会に公費で数多くの職員を派遣していることについては、納得ができないというふうに申し上げておきます。また、教育の分野では、子どもたちがより学びやすい環境整備の確立として、保護者からの要望も強い 30 人学級の実現や、子どもたちの活字離れを防ぐためにも有効な専門の司書教諭の配置について、実現を図っていただくよう要望しておきます。また、その他について評価できる点も多数ありましたということを申し添えておきます。

最後に、冒頭にも申しましたが、今後緊縮財政を余儀なくされる中、より少ない費用でいかに大きな効果を上げるか、住民参加と住民合意に向け、さらなる研究に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、甚だ簡単ではございますが、私の反対討論とさせていただきます。

○森河委員長 次に、本件を認定することに賛成の方の意見を求めます。

嶋田委員。

○嶋田委員 私は、認定第4号 平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から意見を申し上げます。

決算の審査に当たりまして、私は監査委員のご意見を参考に、当該予算の執行によって当初初期していた行政効果が上げられたのか。最小のコストで最大限の効果を発揮することかできたかなどに注目して審議を行ってまいりました。平成15年度における行政施策の成果は、町長の提案説明、及び本決算特別委員会での説明にもありましたが、おおむね初期されていた目的のとおり執行されたものと考えます。しかしながら、各委員から厳しい指摘があったように、一部の取り組みについては不十分さを感じられますが、相対的には、厳しい財政環境の中、住民の要請にこたえて、住民福祉の向上を図るため、真剣に諸施策の推進に取り組まれてきたものと考えます。

地方を取り巻く環境は、地方分権社会の推進、三位一体の改革など、大きく変化してきており、地域における行政を自主的かつ総合的に担う地方団体の機能は、ますます重要なものとなってきております。このことから、社会経済の動向に即した機動的で弾力的な町行政の運営に引き続き努力されること。特に、その基盤となる財政運営には細心の注意が払われること。また、決算審査で各委員が指摘した内容が、今後の施策に活かされることを強く要望しまして、平成15年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場からの意見といたします。

○森河委員長 本件については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。本件を原案どおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

賛成多数であります。

よって、認定第4号 平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として賛成多数により、原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって認定第5号 平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 異議なしと認めます。

よって認定第6号 平成15年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって認定第7号 平成15年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって認定第8号 平成15年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本件については、当委員会として認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって認定第9号 平成15年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、本会議から付託を受けました議案の審査はすべて終了いたしました。なお、本日の審査の結果報告については、正副委員長に一任いただきと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森河委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように取り計らさせていただきます。

それでは、閉会に当たりまして、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 委員の方々には、9月1日の本会議から付託をされました決算審査の関係等について、昨日、9月8日から森河委員長さんを初め、飯高副委員長さん、また、委員の皆様方、終始熱心なご審議をいただきまして、認定第4号 平成15年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案どおりご認定賜ったこと、厚くお礼を申し上げたいと思います。ただ、その中で出てまいりましたご意見等については、皆さん方等と相談申し上げて、より17年度の予算に反映すべく、また、いろんな関係等については節減できるものは節減する。あるいはまた、効率のよいまたは行政をしてみたいと考えております。

あと、認定第5号の特別会計、平成15年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号等につきましては、満場一致ご承認賜りましたことを厚くお礼を申し上げまして、2日間にわたりまして終始熱心にご審議いただきましたことを厚くお礼申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。

○森河委員長 皆さんには、8日から2日間にわたり熱心に審査に賜り、どうもありがとうございます。また、私みたいな至らない男がこうして委員長をさせていただき、また、気ままなことをお聞きいただいたことに対し、厚く御礼を申し上げたいと思います。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時43分 閉会)